

各医療機関

比企医師会

会長 野崎 信行 様

事 務 連 絡

令和4年9月1日

東松山市障害者福祉課長

(公 印 省 略)

東松山市重度心身障害者医療費助成における
現物給付の取り扱いについて (お知らせ)

日頃より、障害者福祉行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では、受給者の利便性の向上と経済的負担を軽減させるため、令和4年10月診療分より、現物給付対象エリアを埼玉県内に拡大し、現物給付の支払い限度額を変更することになりました。

つきましては、今後の取り扱いについては別紙のとおりご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、大変恐縮ですが、貴会会員の皆様にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【問合せ先】

東松山市役所 障害者福祉課

重度医療担当：中村

電話 0493-21-1452 (直通)

重度心身障害者医療費助成の現物給付の取り扱いについて

1. 概要

重度心身障害者医療費助成の制度改正に伴い、令和4年10月診療分から、現物給付対象エリアを埼玉県内に拡大し、現物給付の支払い限度額を改めるものです。

2. 実施時期

令和4年10月1日診療分より実施

3. 対象医療機関

埼玉県内の医療機関

3. 助成方法

現物給付 及び 償還払い

※ 現物給付ができない場合は償還払いとなります。必ず「5. 現物給付ができない場合」をご確認ください。

4. 受給者証の確認

「重度心身障害者医療費受給者証」の有効期間、限度額、その他特記事項は、必ずご確認ください。有効期間外の場合は、償還払いをお願いします。

【見本】新しい受給者証

[県庁受給者]		[医師受給者]	
(重) 重度心身障害者医療費受給者証			
公費負担者番号	8 2 1 1 0 1 2 3		
受給者番号	0 0 0 1 2 3 4		
氏名	松山 太郎		
住所	東京都松山市松葉町1-58		
生年月日	平成 9年 1月 1日		
有効期間	令和 4年 10月 1日 から 令和 5年 9月 30日 まで		
現物給付 対象医療機関			
公費負担医療 (特別診察等)による限度額			
その他 特記事項			
令和 4年 10月 1日	東京都松山市	公印	

※ (適用対象事項をお読みください。)

有効期間

助成対象の期間です。期間を過ぎた場合は、保険診療に係る一部負担金を支払っていただく必要があります。支払った医療費は、市への申請により償還払いとなります。

公費負担医療による(法別番号82)限度額

現物給付が実施できる限度額です。保険者等の条件により限度額が異なりますので、次ページの「6. 現物給付の限度額」をご確認ください。

その他特記事項

- ・ 「精神病床の入院に係る医療費は助成対象外」
- ・ 「長期高額疾病に係る院外処方分の医療費は現物給付対象外（ただし、東松山市国民健康保険及び後期高齢者医療加入者を除く）」

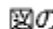
のいずれかが入ります。上記疾病等に該当の場合は、取り扱いにご注意ください。

5. 現物給付ができない場合

- 現物給付を実施していない医療機関で受診した場合
- 1医療機関のうち、ひと月の一部負担金が限度額（※1）を超えた場合
- 院外処方・透析調剤分（社会保険加入者のみ）
- 柔道整復、鍼灸、治療用器具等の療養費を支払った場合

※1：「6. 現物給付の限度額」にて、受給者の限度額を確認してください。

6. 現物給付の限度額 及び マル長調剤の取り扱い

令和4年10月診療分から、現物給付の限度額を下記の通り変更いたします。下記図の  の箇所が、今回変更となる内容です。限度額については、従来どおり1医療機関において入院・通院別でひと月です。上限額以上の場合、償還払いとなります。

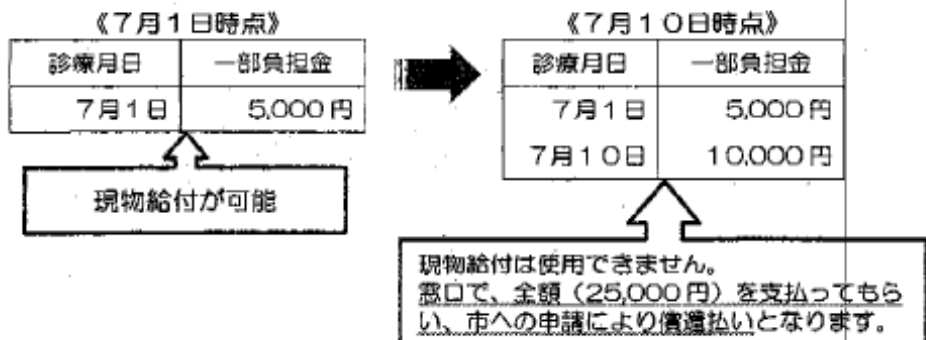
(単位：円)

	後期	国保		社保・他国保	
		70歳未満	70歳以上	70歳未満	70歳以上
上限額		21,000		21,000	
マル長調剤		現物給付		償還払い	

【ご注意】

当初、支払いを現物給付とし、同月の半ばで上限額以上となった場合、当月分は全額窓口負担をして、償還払いとなります。診療月において、限度額を超えそうな受給者については、前もって償還払いになることを伝えるなどの対応をお願いします。

例) 国保・70歳未満の受給者が、同一医療機関に受診した場合



7. 公費負担番号

公費負担番号：82. 11. 012. 3

8. 他公費の優先

受給者が重度心身障害者医療費助成だけでなく、限度額認定証や他の公費負担制度（更生医療、指定難病等）にも該当する場合、他の公費負担制度を優先してください。公費負担制度を受けたことにより、一部負担金が限度額内の場合は、現物給付の対象になります。

9. 現物給付分の一部負担金の支払

該当月分の一部負担金は、国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金より翌々月に支払われます。